



海老名市監査委員告示第 2 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、教育部の定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

令和 8 年 3 月 19 日

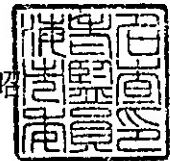
海老名市監査委員

雨宮 徳明



海老名市監査委員

清水 昭



海老名市監査委員

宇田川 希



## 定期監査結果報告書

### 1 監査の対象部課及び所掌事務

#### 【教育部】

#### (1) 教育総務課

教育委員会の会議に関する事。儀式、表彰及び渉外に関する事。教育行政の企画調整及び相談に関する事。規則等の公布に関する事。事務局、学校その他の教育機関の職員（教職員を除く。）の人事に関する事。公印の管理に関する事。部の庶務及び調整に関する事。部内の事務分掌の調整に関する事。総合教育会議に関する事。教育施設の設置に関する事。教育財産の管理に関する事。学校施設の開放事業に関する事。文化財の保存及び活用に関する事。史跡地の整備及び管理に関する事。郷土資料館に関する事。郷土芸能及び郷土資料に関する事。市史編さんに関する事。市史資料の調査及び収集に関する事。歴史資料収蔵館に関する事。

#### (2) 就学支援課

教職員の任免その他人事に関する事。教職員の栄典に関する事。児童生徒の就学、入学、転学及び退学に関する事。学校の組織編成に関する事。児童生徒及び教職員の安全管理に関する事。就学援助に関する事。教職員の健康管理及び福利厚生に関する事。小中学校との連絡に関する事。奨学金に関する事。児童生徒の健康管理に関する事。学校給食の運営、管理に関する事。食の創造館に関する事。学校給食費の賦課及び徴収、収納管理、督促等に関する事。保健・安全・食育の指導に関する事。

#### (3) 教育支援課

教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間等の指導助言に関する事。教科用図書その他教材及び教具の指導に関する事。教育資料の整備及び活用に関する事。教職員の研修に関する事。人権教育に関する事。学校 ICT の指導に関する事。教育の調査、研究に関する事。学校運営協議会に関する事。その他の学校教育に関する専門的事項の指導に関する事。児童生徒指導に関する事。特別支援教育に関する事。教育支援センターに関する事。

#### (4) 学び支援課

社会教育委員の会議に関する事。社会教育に関する事。社会教育関係団体（体育関係を除く。）の指導助言に関する事。放課後児童健全育成に関する事。図書館に関する事。生活困窮者世帯の子どもに対する学習支援に関する事。若者相談に関する事。社会教育講座に関する事。成人式に関する事。

### 2 監査の対象範囲

監査の対象部課の所管に属する財務に関する事務

### 3 監査の対象期間

令和6年12月1日から令和7年11月30日まで

#### 4 監査の方法

財務に関する事務が法令に基づき適正に行われているかを主眼として、対象期間における次に掲げる事務について監査対象を抽出し、書面調査等を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

- (1) 予算の執行・収入支出に関する事務
- (2) 契約に関する事務
- (3) 財産管理に関する事務
- (4) 庶務に関する事務
- (5) 補助金交付に関する事務

#### 5 監査年月日

令和8年2月26日

#### 6 監査の結果

監査対象部課における予算の執行・収入支出事務、契約事務、財産管理事務、庶務事務、補助金交付事務については、教育総務課の次の点を除き、適正に執行されていると認められた。今後においては適正な事務執行に努められたい。

- ・教育総務課の契約事務について、市契約規則第30条第2号を根拠とし随意契約を行っているが、予定価格が基準額を超えている。なお、昨年度の定期監査においても、基準額を超える小中学校消耗品購入の随意契約について指摘している。

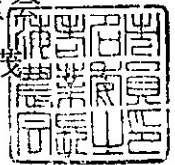


海老名市農業委員会告示第3号

令和8年第3回海老名市農業委員会定例総会を下記のとおり招集する。

令和8年3月19日

海老名市農業委員会  
会長 三廻部 茂



記

1. 日 時 令和8年3月27日（金） 午後1時30分から
2. 場 所 海老名市役所 6階 議員全員協議会室
3. 付議事項
  - (1)農地法第3条の規定による許可申請について
  - (2)引き続き農業を行っている旨の証明について
  - (3)引き続き特定貸付けを行っている旨の証明について
  - (4)農用地利用集積等促進計画（案）について「貸し借り」
  - (5)都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画（案）について
  - (6)令和8年度最適化活動の目標の設定等について
4. そのほか、法に基づく許認可等の審議によらない案件

以上